



令和6年11月 7日  
京都市子ども若者はぐくみ局  
担当：第二児童福祉センター第二児童相談所  
電話：075-612-2727

## 京都市児童相談所及び京都府警による児童虐待事案対応合同訓練の実施

この度、京都市児童相談所及び京都府警察本部では、児童の安全確認及び安全確保を適正かつ円滑に実施するため、児童虐待事案対応合同訓練を実施しますので、下記のとおりお知らせします。

### 1 目的

警察と児童相談所が、児童の安全確認及び安全確保を適正かつ円滑に実施できるよう、実践的な想定訓練を合同で行い、実務能力の向上を図るとともに、連携をより一層強化することを目的とします。

### 2 日時

令和6年11月15日（金）午後2時～4時30分

### 3 場所

京都府警察学校 4階大教場及び模擬家屋  
〒612-0021  
京都市伏見区深草塚本町官有地

### 4 参加者

児童相談所職員及び警察職員 60名程度

### 5 内容

#### (1) 事前説明

#### (2) 想定訓練

ア 立入調査、臨検・搜索及び一時保護が必要な事案について、児童相談所から警察への援助要請依頼

イ 模擬家屋を使用した、立入調査、臨検・搜索及び一時保護の現地訓練

#### (3) 意見交換

## 6 参 考

- (1) 「立入調査」とは、児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項に規定されている児童相談所が行う強制処分です。児童の安全な状況が把握できない場合に、住居に立ち入り、必要な調査を行います。正当な理由なく拒否された場合、50万円以下の罰金に処することができるものです。
- (2) 「臨検・捜索」とは、児童虐待の防止等に関する法律第9条の3に規定されている児童相談所が行う強制処分です。児童の保護者が出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、裁判所が発する許可状により、児童の住所等に臨検・捜索させることができるものです。
- (3) 「一時保護」とは、児童福祉法第33条に規定されている児童相談所が行う強制処分です。児童の安全の迅速な確保や児童の置かれている状況の把握を目的に行います。